

沖繩財團に對する支拂についての調査

二四三二四
復員局

一、支拂人員、金額、時期

別紙添付のとおりである（一復關係の分）

二、支拂をした理由

別紙添付の知事の副申書ならびに外務大臣から財團理事長に對する委囑書があるので局において確實な団体とみとめ代理受領をさせたのである

三、支拂をする法的根據

未復員者給與法にもとづく未拂俸給及び埋葬費

四、沖繩財團の性格

別紙添付の寄付行爲のとおりである

一 沖繩本島軍屬未支給々與の支拂

1 支拂人員 一五七七七名

沖繩本島において採用せられた元陸軍有給軍屬中その留守宅が内地に在住する者

2 支拂金額 一二七〇〇四八五圓

單價は軍屬中の最低本俸五五圓及び戰地増俸七〇圓の六ヶ月分（未拂期間昭和二十年三月より八月までならびに昭和二十年六月の賞與（本俸の十割）合計八〇五圓

3 支拂時期 昭和二十二年三月二十六日

二 沖繩還送遺骨に對する死者給與の支拂

1 支拂人員 一八〇九名

昭和二十二年四月G H Q 指令により沖繩に還送された遺骨元軍人一七二八柱元軍屬八一柱

2 支拂金額 一一一一〇八圓

單價は元軍人埋葬費及び引取經費五八〇圓元軍屬平均一二五六圓

3 支拂時期 昭和二十二年五月十四日

三、第二次沖繩還送遺骨に對する死歿者給與の支拂

1 支拂人員 五四二九名

昭和二十三年十一月廿四日の指令により沖繩に還送

された遺骨元軍人四七七九柱元軍屬六五〇柱

2 支拂金額 九八八一六三七圓

單價は元軍人埋葬費及び引取經費一八〇〇圓元軍屬平均七九二圓

平均七九二圓

3 支拂時期 昭和二十四年二月二日